

第4回定期総会



と き／昭和63年5月15日(月) 14時～
昭和63年5月16日(月) 10時

ところ／箱根・嶺水苑
総会 「体験を交えた自己紹介」
及び 「会員懇親交流会」

退職者厚生会を
退職者「こだま会」に
(名称変更)

神奈川県職労
退職者「こだま会報」
No.10

予断を許さない
年金特集

今回から装いを新たにしたい上記会報のデザインは、県商工指導センターデザイン指導室、根道明子さんのご協力で、またシンボルマークは会員の塩田智之氏のご好意によるものです。

一味がまった

充実した総会

本会は、第一回定期総会から、一泊二日の温泉保養所施設を会場に利用して開催されてきた。これは当会発足に当たって、「退職すれば孤独になり勝ちな会員に、年一回の総会の機会をとらえて、共に温泉に浸かり、旧交を温めまた、新しい友と知り合い語り合い、老後を楽しめるものにしよう」と考えたからである。発足早々は財政の乏しいこともあって、第一回は県職労の全面的支援を得、二回以降も応分のご協力を得たことをこの機会に改めて報告しておく。経費は今回も宿泊費は当会負担とし、会員には交通費を負担し

会費納入のお願い

◎昭和62年度 年会費二〇〇円
◎終身会費 二〇〇〇円
(但し入会金一、〇〇〇円は別)

終身会費切替えの方は、昭和62年度入会の方は(年会費分二、〇〇〇円)を差引いた三、一八、〇〇〇円横浜銀行県庁支店及び神奈川県労働金庫本店振替口座をご利用ください。
横浜銀行県庁支店
普通預金口座番号八七八、一三九
神奈川県労働金庫本店
普通預金口座番号〇六六、七三〇

◎注意

右記それぞれの当該銀行及び信用金庫の本店以外で振込まれますと手数料をとられます。

開 会

開催時間を昨年より一時間繰上げて午後二時開催、司会は諸星ヒサ子幹事で進行。

会員数二三〇名、出席者四一名委任状一五〇名で総会成立。

秦代表幹事のあいさつについて議長席につく。

◎「来賓あいさつ」から

(1) 自治労神奈川本部退職者会副会長(公企労 高橋重兵衛氏は、「年金は減少、健康保険料は上がる。高齢だから税金がとれないから、年金はへらす。しかも新聞接税ができると税金を余計払うことになる。老人は保守化するから、政府は安心する。とにかく退職者を大きくして、選挙で政府自民

党に一泡吹かせて態度をよくさせる認識を持たないと前途は暗い。」と話された。

(2) 県職労中高年部長、明田剛一氏は、

「先日第11回中高年部総会では、この会報9号の紹介していただいているように、年金の話やアンケート回答のように退職後の生活設計の必要性を感じながら計画のできていない人が少ない。今後若年層へも経験を語ってもらいたい。」

(3) 県職労委員長、松本吉弘氏は、「会に出席してみても、会が発展しているの痛切に感じる。また、日頃、幹事の方々が頑張っているのを見て心強く感じている。」

これからは、益々、現役、退職者が一体となって取組まなければならぬ時代に来ていると思う。

希望としては、会報の活字を大きくすること。会報も大きいものを作った方がよいと思う。また退職者も、県職労のメーデーなどに積極的に参加し、外の空気を肌で感じてもらいたい。」と熱っぽく語られる。

記事

(注)総会報告・議案
会報第9号参照

□「昭和62年度経過報告」

執行体制軌道へ・情報活動強化
本田副代表幹事から「当会は急

抛発足したこともあり発会当初八名が現在二三〇名と着実に増している。昭和62年度は執行体制が飛躍的に強化され、その主因は、

県職労事務局の白井書記の献身的なご協力と、岡本幹事が実質的事務局長として執務され、その他の幹事も毎月定例幹事会など出席

尽力された結果である。その他、全労済を中心とした福利厚生や、九・一五全国高齢者大集会へ多数

参加など会報記載のとおりである。また反省すべき中央への働きかけの不十分も会報記載のとおり

と受けとめ、今後の発展材料にしたい」と説明。

□「昭和62年度収支決算報告」は
岡本幹事から説明。

□「会計監査報告」は
庄司三雄氏が、今後の終身会費

の積立金を増加し、財政確立の要望補足意見をつけ、適切に執行されて

いる旨をのべる。以上三件を一括採決可決する。次いで、

□「昭和63年度活動方針(案)」は
児玉副代表幹事から

(1) 長い退職後の生活に対応した退職者会の役割と活動活性化。

(2) キメの細かい情報伝達。

(3) 福利厚生活動の推進。
(4) 中央、県内の関係団体との交

流と、関係官公庁、議員への働きかけの積極的推進。

(5) 健康とボランティアを兼ねた生甲斐事業の調査と開発。

(6) 県職労中高年部との連携強化などを提案説明。

□「昭和63年度収支予算(案)」は
岡本幹事から提案説明。

□「会則の一部改正について」は
青木幹事から

(一) 会の名称の変更
即ち会則第一条にある「神奈川県職労退職者厚生会」を「神奈川県職労退職者こだま会」に変更提案。理由は、かねてから呼びやすく、親しみやすい会への名称変更の要望に沿い、最も要望の多かった前述の名称としたい。

「こだま会」とは、「木魂」「山彦」のごとく、会員が呼べば、その要請に直ぐ応えてくれる会、そしてその音響のように何処までも限りなく拡がりをみせ、併せて質の高い会を目指すことを意味する。

(二) 執行体制強化のため事務局長を置く。

会則第八条に幹事若干名とあるが、会員の増加にもなう会の発展に対応し、執行体制の強化と対外渉外事務の増加に対処し幹事のうちから事務局長を置くことができるようにする。補足として、昭

和62年度から実質的事務局長として献身的に尽力されている岡本一二氏を推せん願いたい旨提案。いづれも採決、可決。

このあと、時間の余裕があったので、司会の提案で、自己紹介を繰上げ行った。

実りのあった
自己紹介形式でなく
実質的なユニークさ

一人、一人、在職中のこと、退職後のこと。趣味、家庭など、ユーモアたっぷり。真面目に、また情熱を込めての約二時間にわたる自己紹介は、二日にわたる日程行事の中でもっとも実りあるものだという意見が多かった。



自己紹介…一人一人マイクをもって
体験談など…全員で約90分

第4回定期総会スナップ

(主として会員懇親会にて)



総司会は総会も懇親会もベテラン諸星さんで……



酒を酌みかわし……
鈴木前、松本現県職労委員長と
秦代表幹事



持参くださった飯倉定さんの
「夕々に友と語り思ふこと
頭に光る霜の白さを」
揮毫の書



会員交流懇親会は、先ず、乾杯で幕を開ける



清水輝雄氏のハーモニカ独奏は凄ふ
みさんの踊りと共にビックシヨ



日本舞踊の名手、
湊ふみさんの舞姿



会もたけなわともなれば、会員の足元も軽く、
踊りやダンスも…
中央は、心ウキウキ、わくわくと踊る阿部さん



入賞目指してカラオケ熱唱

昭和63年度 全日本自治体退職者会

学習会(年金問題)報告

「共済年金の周辺」と「年金いま何が問題か」

5月27日全日本自治体退職者会主催の年金学習会に出しましたので、ご報告します。

「共済年金の周辺」

まづ東京都年金課佐藤見一氏より「共済年金の周辺」と題し①年金の給付種別

②年金額の構成③旧計算例(一般方式)

④(通年方式)⑤(裁定替え)年金額⑥特別による退職共済年金(年令六五歳到達まで)⑦(年令六五歳到達以降)⑧障害共済年金(一、三級)⑨遺族共済年金(一)⑩

同(二)⑪従前額の保障⑫加給年金の停止⑬同減額⑭同停止額⑮所得制限⑯併給調整⑰年金課税についてご説明があり。

「年金、今何が問題か」

次に鎌倉にお住居の元総評国民生活局長で年金問題權威の福田勝氏から「年金、いま何が問題か」QアンドA10題として、概要次の通りの講演を得ました。

Q1 今、年金の給付水準がだん／＼引き下げられることになりませんが、政府は年金の役割をどう見ているのですか。

A1 62年7月労働省の勤労者の老後生活安定対策研究会の報告で「老後の平均的必要生活費として月22万円それに税金や保険料3万円を加え月25万円の収入が毎月必要だとしている」としている。

政府は年金との差は企業年金と個人の貯蓄でまかなうべきだとの見解を示して来たが、年金制度で改悪された以前から年金生活している人は他の収入がないのではないか、また、「高齢者世帯の一人当たり所得は、全世帯の平均とほぼ同じ、貯蓄も高い」(六一年度厚生白書)と金持ち扱いにしている。これを無情行政というのであろう。

Q2 61年4月年金改定から二年が経ちましたが、これからの課題は。

A2 ①基礎年金制度のもつ問題点と国民年金の未加入者の増大問題②鉄道共済年金の赤字対策(65年以降の年平均赤字三、〇〇〇億円)③年金の給付率をさらに引下げようとする意見と64年度の各年金財政再計算期における年金スライドの在り方④支給開始年齢65歳と年金制度一元化の見通し⑤年金積立金の管理運営の民主化、年金業務の改善——とくに年金の毎月支給は何時から——等が挙げられます。(6)企業年金。

Q3 からは前記①、⑥をQ10までに説明して下さい。

従前の説明で61年4月の新計算が従前支給額より下廻っても「従前額保障」と

したいわゆる「足踏み」だとして来ましたが現実今後はどう考えるべきでしょうか。先日ごこだま会に次の葉書を戴きました。

「共済年金受給者から窮状ハガキ」

「省略 昭和59年6月退職致しまして共済年金を戴いておりますが(年額一八二万余円)その後の度々の改正に於いても一銭も増額致しません。理由をお教え下さい。諸物値上昇もとより橋妻を抱え身障三級で困窮しています。年金番号——」

答 この方の場合も60年の法改正によって通年方式による再計算での額が現支給年金額より低くなっているため抑さえられいわゆる足踏みになっているため、

この旨回答いたしました。全国年額平均約200万円まではスライドを行うべきで、国会への働きかけが必要です。(3)では64年の所得再計算に於ける支給額変更は、なかりと云う声(共済担当者)もありますが国の審議会委員の舟後正道氏(共済組合連盟会長、元高級官僚)は給付水準を退職者の六〇％程度(現六八％より下げる)にするのが希ましい、という。

また、(1)では、ここ数年の恩給とのスライド対比である。年金改定率は六二年度二・三度〇・八％六三年度〇・二％これに対し恩給改定率、六二年度二・〇％、六三年度一・二五％であり、人勤率は六二年度二・三％六三年度一・四七％であった。

また国民年金の動向(納入率の低下、未加入者の増加)旧国鉄年金の赤字問題、政府再計算期の厚生年金モデル年金の推移、年金一元化支給開始年齢の六五歳問題、年金積立金と毎月支給について等の説明がありました。

六一年四月年金制度で改定も、現職・退職一体での三・一七スト、日比谷での座り込み、ハガキ、陳情等出来る限りの方法をとりましたが、ここ二ヶ年の恩給のスライドの如く、自分達の団体だけよければというエゴ丸出し、また批判のある業界団体の政治力に憤りを感じております。



学習会

既に三月三十一日衆議院社会労働委員会での答弁で「六四年財政再計算の準備」に入っているとのことです。(岡本一一)

こだま会年金研究講座

(第1回)

(毎回掲載予定)

退職年金生活者にとって、生活の糧である、年金について会員とご一緒に私達も当面の課題と将来に向かつての問題点を学習するために、この紙上連載講座を開講することにいたしました。

退職者のための

年金情報

□昭和63年度、公的年金スライド僅か〇・一%、非情!!

恩給の1/10

それでも貴方は怒りませんか。その経緯

先の通常国会に昭和63年度の各種公的年金のスライド法案が提出されたが、われわれ共済年金を含め公的年金のアップ率は、僅か〇・一%、恩給の一・二五%に比し驚く勿れ、十分の一である。

前号会報の「新聞・雑誌切抜控帖」で、恩給一・二五%、公的年金一・〇%に記したが、この時公的年金〇・一%だと聞かされたが、制度の違いはあっても一昨年の公的年金制度改正までは、スライド

は同率改定であったし、多少差があっても恩給の十分の一という非常識なことがある筈がないと、敢て一%と決断して記してみた。

ところが〇・一というのはどういうことなのか、政府年金当局者の頭を疑いたい。

昭和61年度の全国地共済連合会加入の退職共済年金の受給者約42万人の一人当たり平均は約二〇〇万円(注)人数からみれば、今までに退職した人は戦後中年で中途採用者が多く平均水準以下の人が圧倒的に多い。先日このこだま会総会での自己紹介でもこのことが強く印象づけられた。

そこで今若し年額二〇〇万円の〇・一%スライドだとすれば、年増加額は僅か二千円也、月一回一五〇円コーヒー一杯分という退職者を馬鹿にしたものなのである。

□なぜ恩給と公的年金とのスライドの差がつくのか。

政治的意図濃厚

昭和61年の共済年金制度改正までは、恩給と共済年金とはほぼ同

一の基準で改定され、また昭和57年から60年までは厚生年金を含めてほぼ同率で実施されてきたが、年金改正の新制度になってから、法的規定を理由に、公的年金と恩給のスライド格差をつけているのは、自民党政府の恩給関係団体への迎合の露骨な政治的意図によるのが本音とみたい。

別表にもみられるように、制度改正以前は人事院勧告に準拠してきたスライドもそれ以後は益々冷遇されているのである。演歌のセリフではないが、「だから云ったぢやないの!! 親睦や趣味だけの退職者が幾つあっても、どうにもならないのよ!!」。とくに退職後は、アフリカのケニア高原のシカのように弱肉強食の世界にさらされているといつてよい。国政選挙を作用するような、団結と力を持たなければならぬと痛感する。

最後に恩給と公的年金スライド格差についての政府の云い分は、制度の違いを前面に、恩給は国家補償(国庫支出で)、公的年金

(別表) 年次別、共済・厚生年金及び恩給スライド比較

年度	共 済	厚 生	恩 給	人事院勧告
(昭)57	5% (5月)	4% (7月)	4%~5.5% (5月)	5.23% (前年)
58	凍 結	凍 結	凍 結	4.58% (〃)
59	2% (4月)	2% (4月)	平均2% (3月)	6.47% (〃)
60	平均3.3% (4月)	3.4% (4月)	平均3.3% (4月)	6.44% (〃)
61	2.7%~5.2% (4月)	2.7% (4月)	平均6.2% (7月)	5.74% (〃)
62	0.6% (4月)	0.6% (4月)	2% (4月)	2.31% (〃)
63	0.1% (4月)	0.1% (4月)	1.25% (4月)	1.47% (〃)

は物価指数、恩給は国民の生活水準などの総合勘案、給与は生計算によると、都合よい答案をつくっている。

この0.1%の史上最低の年金スライド (六頁へつづく)

(注) 57年以降人事院勧告と共済年金のスライド格差拡大、61年以降には共済年金、厚生年金は自動改定、恩給は政策改定と差別強まる。

(五頁からつづく)

イド改定法案は、全国高齢者退職者連絡協議会(総評会館内)の報告によれば五月二十五日までに政府原案どおり自民党の賛成多数で可決成立、四月一日に遡及実施されることになった。但し従前額保障のいわゆる足踏みの方は据置きになる。

○全国高齢者、退職者会等の国会への働きかけ

この間、全国高退連もこの問題に異常な決意で取組み、とくに国会対策に於いても社会党はじめ野党委員と連絡をとり、衆・参両院

の関係常任委員会でキメ細かく政府を追求し、とくに年金の中核官庁の厚生省年金局長、厚生大臣から、五年毎の年金財政再計算期に問題点を洗い出し、どう取り組んで行くか年金審議会で意見を出してもらい検討する旨の、私たちの今後の運動の足がかりとなる言質を得ることが出来た。

こだま会員としても、会の運動方針の一つである、会員一人、一人からの地元議員に対する、手紙、ハガキ戦術が説得力があると思うので、是非行動を起こしていただきたい。

(参考) 年金スライド規定

◎年金改定の規定

◇厚生年金保険法

(年金額の改定)

第2条の2 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置を講ぜられなければならない。

◇「地方公務員共済組合法(年金額の改定)第1条の2」

右記と同文

◇厚生年金保険法

(年金額の改定)

第34条 年金たる保険給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和60年(この頃の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数の100分の105を超え、又は100分の95を下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準

として、その翌年の4月以降の当該年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。
◇「地方公務員共済組合法 第74条の2」 右記と同文

◎恩給額の改定規定

恩給法第2条の2 (年金たる恩給の改定)

「年金たる恩給ノ額ニ付テハ、国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトスル」

□年金の所得による制限が本年八月から始まります。

退職後も引続き、民間企業や外かく団体、県の非常勤職員などに勤務し、厚生年金保険に加入、被保険者等になった場合には、その給与所得に應じ、年金額の一部支給停止措置がとられ、いよ／＼本年八月から始められる。

(注)昭和62年1月1日以降県を退職された方は今回の停止の対象とならずに次年以降なる。

十月になると前述の「給与所得報告書」に基づいて審査され、給与所得による年金の支給停止該当者に通知があり、年金の一部が本年8月から昭和64年7月までの分の支給停止が行われる。

○年金の支給停止部分と停止率

図(一)のとおり該当者の年金支給停止措置がとられるのは、共済年金額の厚生年金相当部分にその所得金額に應じて定める率(1/100(100))を乗じた額の支給停止となる。

次に停止率に関係する給与所得金額は百二十万円以上であるが、

(これは所得税などの所得控除前の総所得金額は約二百九十万円)百二十万円が百分の一、三百三十万円(所得控除約五百五十万円)で百分の五十など、なっており、所得控除約二千万円以上で百分の九十になるが、われ／＼には関係(七頁へつづく)

年金の所得による制限

退職共済年金、障害共済年金を受給中に厚生年金保険の被保険者（県の非常勤職員、民間サラリーマン等）等になった場合には、その給与所得に応じ、年金の一部支給停止がある。

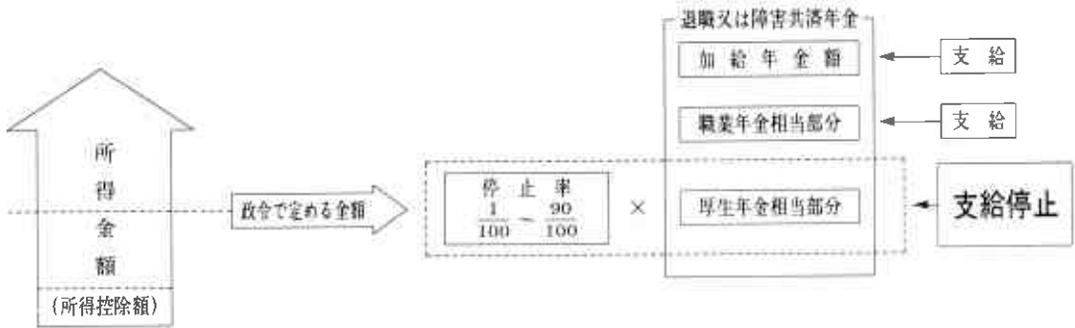


表1 所得停止率

給与所得金額	停止率算式
120万円を超え 150万円以下	$\frac{(\text{所得金額} - 120\text{万円}) \times 0.2}{\text{所得金額}}$
150万円を超え 180万円以下	$\frac{6\text{万円} + (\text{所得金額} - 150\text{万円}) \times 0.5}{\text{所得金額}}$
180万円を超え 210万円以下	$\frac{21\text{万円} + (\text{所得金額} - 180\text{万円}) \times 0.8}{\text{所得金額}}$
210万円 を超える場合	$\frac{45\text{万円} + (\text{所得金額} - 210\text{万円})}{\text{所得金額}}$ * 限度90%

表2 緩和率

経過措置期間	停止割合
昭和63.8 から 昭和64.7 まで	30/100
昭和64.8 から 昭和65.7 まで	40/100
昭和65.8 から 昭和66.7 まで	50/100
昭和66.8 から 昭和67.7 まで	60/100
昭和67.8 から 昭和68.7 まで	70/100
昭和68.8 から 昭和69.7 まで	80/100
昭和69.8 から 昭和70.7 まで	90/100

(六頁からつづく)
なく、こんな収入のある人がいるのであろう。さて、このように支給停止の背景となったのは、後述のように厚生年金受給者との官民年金格差の批判の的となったこと、この計算には、公務員退職者の共済年金額と

その人の勤務先給与収入を合算して現公務員の平均給与（請控除前の額が四五〇万円〜四六〇万円）程度の収入がある者について、年金額の二分の一程度を支給停止するというように給与収入に応じて停止率を定めたとされている。なお、急激な収入減少と既得権を認めるため別表のとおり激変緩和措置及び停止額の計算方法、ま

た65才になると厚生年金被保険者資格喪失するので支給停止が解除されるほか、以上のとおり計算した昭和63年8月以降の年金額が施行前日において現に支給を受けていた年金額を下回る場合はその額が保障されることも附記する。

なお参考に民間の厚生年金受給の退職者の場合は、引続き勤務している場合、

- (1) 65才未満の者で年金以外の給与所得（税込）約21万円以上あれば厚生年金は支給されない。
 - (2) なお先の厚生年金法の改正以前は65才以上になっても約21万円以上の給与所得があれば厚生年金が二割カットされていたが、共済年金法改正に同調廃止された。
- このように未だ共済年金受給者は恵まれていないといえようが、昭和70年を目標
- (八頁へつづく)

全日本自治体退職者会
関東甲地区連絡協議会 総会

五月二六日仙台市作並にて同会の第二回総会が開かれ、この一年間の経過決算報告がなされ、六三年の活動計画、予算が提案され可決し、規約整備、新役員の承認をし、明日の全日本自治体退職者会の東部学習会に参加した。



柳青の退職者会市賀須横をついあ会開

『会員名簿作成のためのアンケートについて』

会員名簿については、今しばらくお待ち願います。アンケートは次の通りでした。

職業勤務先について、無記入一七名無しとされた方、六六名、県の非常勤三八名、団体役職一六名、団体職員二十名、教授二名、会社員一七名、自営一二名、計一八八名でした。

回答を寄せられた約半数の方が既に退職されボランティアに、創作に、励まれていることと存じます。是非現況をお教え願ひ、参考にさせて戴きたいと存じます。非常勤の方々にも県職労本部のご指導を得てよりきめの細かい生活設計のお力添えをしなければと存じます。

また、団体職員、会社職員に転身された方の勇気と日頃のご精進を見習って、社会保険制度を有効に利用したいと存じます。団体役職、自営の方々にも、本会への忌憚の無いご意見を寄せられ本会発展へのご助力をお願い致します。

趣味に就きましては、無記入七五名、旅行三四、園芸二〇、ゴルフ一四、囲碁一〇、将棋三、麻雀二、釣七、読書一一、手芸三三、書道三、絵画六、音楽五、文芸三、生花三、謡、茶道バイク各一、無線、狩猟、弓道、料理、詩吟、尺八、民謡、作陶、舞踊、観劇映画、三味線等各一つでした。まだまだ郷土史研究とか、広い趣味では有益なお仕事をなされている

方々が多いと存じます。是非お手本として楽しい日常を送りたいと存じます。尚、会員証の作成を考えております。ご意見お寄せ下さい。
(事務局 岡本)

表3 「停止額」の計算

(ア) 旧年金受給者の場合

退職年金等 × 0.9 × 表1の率 × 表2の率 = 停止額

(イ) 新年金受給者の場合

厚生年金相当部分 定額部分 × 表1の率 × 表2の率 = 停止額

* 職域年金相当部分及び加給年金額を除く

- (注) 1. 旧年金受給者の場合、停止額は昭和63.3.31現に支給されていた金額を超える額にのみ止められております(「従前額保障」)。
- 2. なお、一般に65歳に達すると、厚生年金被保険者の資格を喪失しますので、同月以降は、支給停止が解除されます。

(七頁からつづく)
に公的年金の一元化が進められていることもお忘れなく。まだ財源を理由にいつ不利な条項が復活しないとの保証はないのである。今回は、公的年金のこれからの明暗を左右する「年金財政再計算期等」についてのべる。
(文責 児玉)

会員通信

**県職労退職者こだま会の総会に出席して
みなさんの寄稿をお待ちします。**
(薄謝贈呈)

「こだま会への期待と希望への率直な感想

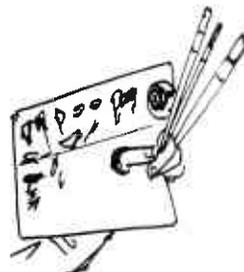
県を退職して早や一年、あつというまに過ぎました。「退職すると、随分たくさんさんのOB会があつて忙しいのよ」と友人が話していたのを聞いていましたが、まったくそのとおりで、私も、たくさんさんの会に加入させていただきました。

その中でも、県職労退職者会には、かつて組合活動に参加した関係で大変関心があり、早速加入させていただきました。親睦はもとより、これからの、高齢化社会にむかつて、年金問題、老人医療問題、税金問題等について、組合ならではの取り組みと、情報を、また、自分自身として、高齢者としてなすべきことはしなければいけないと、この退職者会に大いに期待をよせています。

去る、五月十五日(日)から十六日(月)にかけて、嶺水苑で行われました総会のは、熱心な幹事さんのおさそいによって出席させていただきました。生憎の雨で肌寒い日でしたが、大変心あたたまる、楽しいひとときをすごさせていただきました。総会行事が終わったあとの近況報告をかねた自己紹介には、若き日の面影

事な行動費、または今年度から、執行体制の強化が、活動方針にあげられていますが、事務局費などは、もつとあやして強化すべきではないかと思いましたが、総会は楽しく一人でも多くの人に参加していただくために各自の負担は少ない方がよいことはわかっていますが、以上のような現状では、までも負担してもよいのではないのでしょうか。来年からは、九、

最近の韓国では、建築費の1%でその建物に彫刻とかレリーフ等で飾り、街造りの美化を奨励している。これは神奈川県立高校増設で、既に実施済みだが、漸く文化が生活化して求めた証しである。



画を描いてみませんか

阿部 淑子

の踏襲、コピーが優先する。ともすればはみ出し勝ちの毎日である。

戦時中は、文化は軟弱の基と唾棄され、学校教科からも影を潜めたことを思うと隔世の感がある。私は民間歴が人生の半ばを占め、県職員に採用された時は既に四十才であった。

社会教育という新しい職場の故でもあり、民間で行っていたことが、役所にも通ずるときいて、素直に受け立った。ところが、法律とか、計算とか、前歴

〇〇〇円位かかるのでしたら、三、〇〇〇円位の会費をとっていただいてもよいと思いますがいかがでしょうか。退職者会がますます発展するために、親睦はもとより、本来の目的を果すことができるような会でありますよう念じながら、ひとこと感想をのべてさせていただきます。(鈴木しげ子)

京都に生まれた私は子供の頃から、伝統行事の中で季節感を味わい、文化財を庭として育った。床の間の掛軸に薄紙を当てて、鉛筆の型をつけ、叱られたり、地藏盆の行灯の画を描いてはめられた。小学生の頃から、スケッチブックを放さず、初めて見たクレヨン欲しさに町中探し廻ったりした。その頃英国皇太子来日に当り、日本の橋のある風景を献上した記憶がある。

また、わざわざ日の丸の旗を交叉して描き入れさせられた時は、違和感もつたりしたことを思い出す。

その後上京して、次第に社会に目覚め、社会教育の仕事と結び付いた訳である。いつか、県会議場で、何かの講演をきき

を思い出してなつかしく、またこれからの生き方に参考になるお話がたくさん出て意義深いものでした。また夕食後の懇親会は、のど自慢のカラオケもあつて、大変たのしい会でした。私は残念ながら、仕事の関係で泊らずに帰りましたが、一寸心配になりました。退職者会は、年間、二、〇〇〇円、終身会費二〇、〇〇〇円となつています。総会資料により、六十三年度の予算をみますと、県職労からの助成金は、四十五万四千円となつておりこれは総予算額の約二〇%になります。支出をみてみますと、総会費は、三三万五千円、これは、実支出の二五%となつており、支出の最も多いものです。多くの人達の参加を得るため総会費が多いのは、仕方がないと思いますが、楽しかった嶺水苑の一泊二日は、どの位かかったのかな?と心配になり、伺ってみましたら、一人九、〇〇〇円はかかったとのことでした。年間会費が二、〇〇〇円ですから、果してこれでのいのかと思えます。県職労本部から助成金をいただいているにしても、会として、これからは、大

ながら、クインとあだ名されている税関の塔をノートの隅に絵を描き入れたりした。

その頃県職員文化展を知り、オリンピックくじやないが、皆で参加しようと呼びかけた。

といつても、私はそれまでまとまった画を描いていた訳ではない。

小学生の甥のクレパスを借り、画用紙に秋景色を描いて出したのだ。それから毎年一年に一度、画を描いて出したが、三年目頃からは、出品した日が、次の初まりであると思いい、次第に深入りして、今日に至った。文化展で育った私が、今、曲りなりに画家と呼ばれる様になった

退屈な「第三の人生」での

過しかたと楽しみかた

県退職後の八年間は県外の大手企業で営業やら渉外業務やらで多忙の中、忽ち八年の歳月が経ったが、最後は精神的、肉体的疲れから七死三生の大病で常勤生活に別れを告げた。

さて、病もなんとか回復に向って先づ悩んだことは、いわゆる「第三の人生」の閑な退屈日常生活への対応であった。65才を過ぎると、人、誰でも疾病の増加や老人ボケへの自己恐怖心におののく。

そこで私のその後の行動についてご紹介しよう。

(1) 先づ猫の額程の庭ではあるが、極

のも、倦まずたゆまず画き続けて来たからだ。

今、画を描く人口が、日増しにふえて

いる。飯より好きという言葉があるが、今は生活そのものになっている。

人はそれぞれ表現方法は異なるが、自分の思いを人に伝えたいと思う。絵画もその一つで、特殊な才能がなければできないものではない。

筆を採れば思わぬ自己表現を発見し、見る人に伝わる喜びがある。見るだけでなく描こう。その気になったら、こだま会に呼びかけ、週に一度、顔合せのつもりで集ろう。

端な高木を除き、月一、二回位の枝葉の剪定や除草、それに春から夏にかけての病虫害消毒などをやって汗をかく。

(2) 次に横浜市政モニター、横浜市福祉モニターへの応募、

県については知っていますが、自分の市町村については関心が薄かった。幸いにも両方のモニターになれ、とくに福祉モニターでは、老人施設の実態にふれ、大変に参考になった。

(3) 丁度この頃、横浜駅西口、県総合合庁舎内の老人福祉センターで昭和60年度第一回の老人大学セミナー(週二回、



労働金庫「退職者レインボー友の会」北鎌倉散策の旅「円覚寺佛日庵」で抹茶

二〇日間、定員五〇名)に申込、これまた入学ができ、よき講師陣によるいわゆる「3K問題」について巾広く学べ得たこと、入学者は民間、自営業など巾広く多く知己を得、このOB会「アヤマ会」が設立され、旅行や会食など結構たのしいものになっている。

(4) この老人大学も卒業のころ、県職労から退職者会設立の相談もあり、今後の高齢化社会に向けて有意義な、無くてはならないものと考え設立に参加し、皆さんの協力で現在ではこだま会は私の生甲斐の一つに定着しそうである。

(5) 一ツが二ツになる、たとえのとおり、県職労とも関係のある、神奈川県労働金庫で「退職者友の会、別名、レインボー友の会」設立の話があり、推されて本店退

職者友の会設立にも参加、現在に至っている。この会は労働金庫、支店毎に設立され、それぞれのカラーを生かして、健康教室、旅行会、趣味の会など多彩である。ほかの会と違って、会費不要、僅かな定期預金や年金口座があればよいのだから、大変得な会であろう。労働金庫からこの会の運営に相当な援助をしているので、毎年お誕生日には千円程度のケーキなど送られ、たのしいことが多い。写真は六月二十二日、北鎌倉を中心に寺院見学をしたときのもの、円覚寺佛日庵での法話、抹茶、たのしい昼食そのあと東慶寺、浄智寺、明月院、建長寺見学など改めて興味を新たにしました。これからの計画は、シンガポール旅行、秋は箱根一泊懇親会、ヨガ教室など実施される予定である。

以上のようにいろいろな会や行事を知り、上手に組み合わせ、第三の人生をたのしく過ごそうとしているのが、私の現況である。

(見玉欣一郎)

編集・発行者
 県職労本部内
 退職者こだま会
 発行人 秦謙治郎
 発行日 63.7.1

No. 10

横浜市市中区本町4~7
 TEL 045-212-3179(直通)
 045-201-1111
 (内線7953)